

平成二十四年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定
により国に帰属させるものとする金額を定める省令の概要

平成 24 年 3 月
総務省自治財政局地方債課

1. 概要

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）附則第 14 条の規定により平成 24 年度において国に帰属させるものとする金額を、公庫債権金利変動準備金 3,500 億円と定めるもの。

2. 今後の予定

公布 平成 24 年 3 月 31 日予定

施行 平成 24 年 4 月 1 日予定

（地方交付税法等の一部を改正する法律の公布日及び施行日）